

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
31 年－ 1 (31. 2. 8)	農林水産	<p>種子法廃止による種子条例の制定について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>2018 年 4 月 1 日に主要農作物種子法、いわゆる種子法（以下「種子法」という。）が廃止された。この種子法とは、主要農作物である米・麦・大豆の種子を安定的にかつ安価で農家に供給するために政府が地方交付税で都道府県に予算をつけ、都道府県の試験場などが多大な手間と時間をかけて種子を守っていた法律である。この種子法がなくなると、政府が都道府県につけていた予算がなくなり、都道府県は独自に予算を組んで、種子の保全に努めなければならない。このまま、都道府県が何もせず公的な保護を受けられないまま民間業者が参入してきた場合、種子の価格は上がり、農家の方は、今までのような安価な種子を手に入れることが難しくなってしまう、廃業したり、借金を重ねて高価な種子を栽培したりしなければならなくなる。そして、その農作物もとても高価なものになると推測される。</p> <p>価格面だけではない。今、ちまたで言われていることは、多国籍巨大企業の種子はいわゆる遺伝子組み換え種子であり、その安全性に疑問が呈されており、食の安全性を脅かしかねないということである。地域固有の品種も一度失われたら、二度と自分たちの手に取り戻すことは難しいと思われる。どうか、地域の種子を、農家の種子を、私たちの食の安全性を守っていただけないだろうか。</p> <p>地域の種子を守るために、今、各都道府県で条例が制定されている。現在、種子条例を制定している都道府県は、埼玉県、新潟県、兵庫県であり、その他の県でも、条例制定に向けて審議に入っている県がある。今後、財源を確保するために、鳥取県でも条例を制定していただけない</p>	<p>岸 田 ま ど か (鳥取市)</p> <div data-bbox="1332 363 2004 1114" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">本会議(31. 3. 8)委員長報告 会議録 暫定版</p> <p>種子法の廃止に伴い、種子価格の高騰や、地域にあった品種の維持開発が衰退してしまい、大手企業により種子生産が独占される懸念があること、全国的に見ても既に 5 県で条例が制定されていることなどを踏まえ、採択とすべきとの意見。</p> <p>一方で、県では、種子法廃止に先立ち、生産者や J A 等の関係者からの意見を踏まえ、主要農作物の種子生産及び供給に係る基本要綱を定め、従前と変わらない業務を実施していること、本会議における答弁でも条例制定を前向きに検討する姿勢が見られたことから、現時点では趣旨採択とすべきという意見が出されました。</p> <p>採決の結果、採択と趣旨採択が同数となりましたので、鳥取県議会委員会条例第 12 条第 1 項の規定により、委員長において裁決を行い、採択と決定いたしました。</p> </div>	採 択 (31. 3. 8)

農林水産商工常任委員会・陳情

		<p>だろうか。そして、安価で安全な種子を鳥取県でも供給していただけないだろうか。</p> <p>▶陳情事項 安価で安全な種子を鳥取県で安定して供給する財源を確保するために、鳥取県で種子条例を制定すること。</p>		
--	--	---	--	--